



●問い合わせ先 環境衛生課 ☎248-1202

## 猫との接し方について

猫についてのトラブルや苦情が増えています。「フンや尿に迷惑している」、「敷地内で子猫が生まれている」、「庭を通る猫が敷地を荒らす」といった内容の相談が寄せられています。

猫は動物愛護法の中で愛護動物に該当し、殺傷や苦しめられることが無いように保護することが定められています。このため、公的機関では猫の捕獲や処分を行っていません。

猫を飼う人や世話をする人は今一度猫との接し方を見直してみよう。

### 飼うならば責任を持って 最後まで飼育しましょう

「かわいい」や「かわいそう」という気持ちだけで飼い始めるのではなく、経済的な負担、家庭環境の変化、飼育方法などを考えたうえで飼いましょう。

猫を外で飼育していることについて、近隣に住む人から「自分の家や庭にフンや尿をされた」、「車を傷つけられた」などの相談が寄せら

れています。

また、交通事故や病気などの危険があるため室内で飼いましょう。

### 野良猫にエサを 与えないようにしましょう

野良猫に無責任なエサやりをすると、その後もエサを貰えたり期待して、その場にたくさん猫が集まってくる可能性があります。繁殖する機会に恵まれると、野良猫が増え続ける原因となりますので、野良猫にはエサを与えないでください。

### 管理できないほど 飼育していませんか

猫が増えすぎて飼育できる範囲を超えないように注意しましょう。避妊・去勢手術もひとつの手段です。

### 猫に関する機材の貸出

#### 猫よけ機を貸し出しています

猫が嫌がる超音波を発生させ敷地への侵入を防ぐ機器を無料で貸し出します。なお、単一電池(4本)は自己負担です。

#### ▼貸出対象

本市にお住まいの人

#### ▼貸出期間

1世帯あたり1週間まで



猫よけ機

#### 猫おりを貸し出しています

避妊・去勢手術のためや飼い猫が逃げてしまったなど猫を捕まえる必要がある人に対して猫おりを無料で貸し出します。

#### ▼貸出対象

本市にお住まいの人

#### ▼貸出期間

1世帯あたり1週間まで

※捕まえた猫は市役所や菊池保健所では引き取りません



猫おり

### ごみの焼却は法律や条例で 禁止されています

ごみの焼却は、煙で人に迷惑をかけるだけでなく環境にも害を与えるため、農業などを営むためにやむを得ない場合(畑の管理上生じる雑草などの焼却)などの例外を除き、法律や条例で禁止されています。

ただし、プラスチックごみや空き缶などの焼却や、周囲に迷惑をかける場合(呼吸器官が弱い人が周りにいるときや、煙により洗濯物へのおい移りする場合)などは禁止されています。

ごみは燃やすのではなく、正しく分別し市の収集に出すなど、適切に処分しましょう。

※ごみの焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられ、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられます



## お知らせ「申告」しましょう

### 土地・家屋の利用に変更があったときは申告を

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

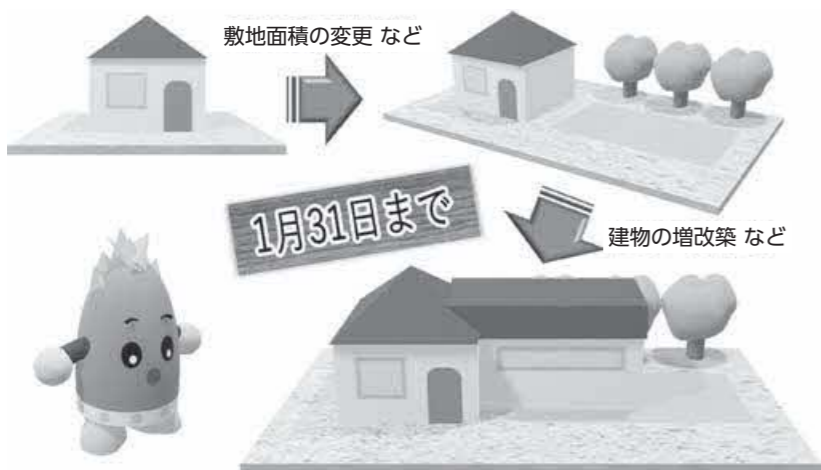
令和3年中に家屋の増築や解体、隣接した土地を購入したなど住宅用地の使用状況が変わったときは、固定資産税の見直しが必要な場合がありますので申告書の提出をお願いします。

#### ▼申告が必要な変更

- ・建物の新築した(その建物が未登記の場合)
- ・住宅用地を取得した
- ・建物の用途を変更した
- ・(例)事務所→居宅
- ・住宅用地の用途を変更した
- ・(例)敷地の一部を貸駐車場にした
- ・住宅用地の建物を増築した
- ・住居戸数に変更が生じた
- ・(例)敷地内に新たな住宅を建築した
- ・住宅用地の敷地面積に変更が生じた
- ・(例)隣地取得により敷地を拡張した
- ・住宅用地内の建物の一部または全部を取り壊した

#### ▼申告期限 1月31日(月)

※申告書は税務課窓口を設置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。申請書ダウンロードのページから「住宅用地」と入力し検索してください



市ホームページ 申請書ダウンロードページ

## 申告書の提出はお済みですか

### 償却資産の申告は1月31日(月)まで

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

償却資産とは、固定資産税の課税対象の一つです。会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場・アパートなどを貸し付けされている人が、その事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などのことです。

償却資産をお持ちの事業主は、毎年1月1日現在の所有状況を償却資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。申告した資産の合計課税標準額が150万円以上の人のみ課税されます。

申告書類は昨年12月に送付しています。新たに事業を始めた場合など、必要な人は、ご連絡ください。詳しくは、市ホームページもしくは申告書の同封文書をご覧ください。



市ホームページ

業種	償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用耕作機械など
不動産・賃貸業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、ゴミ置場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車などの軽自動車税の対象は除く)、プレス機など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など